

石江土地区画整理事業のお知らせ (No.14) 平成27年4月

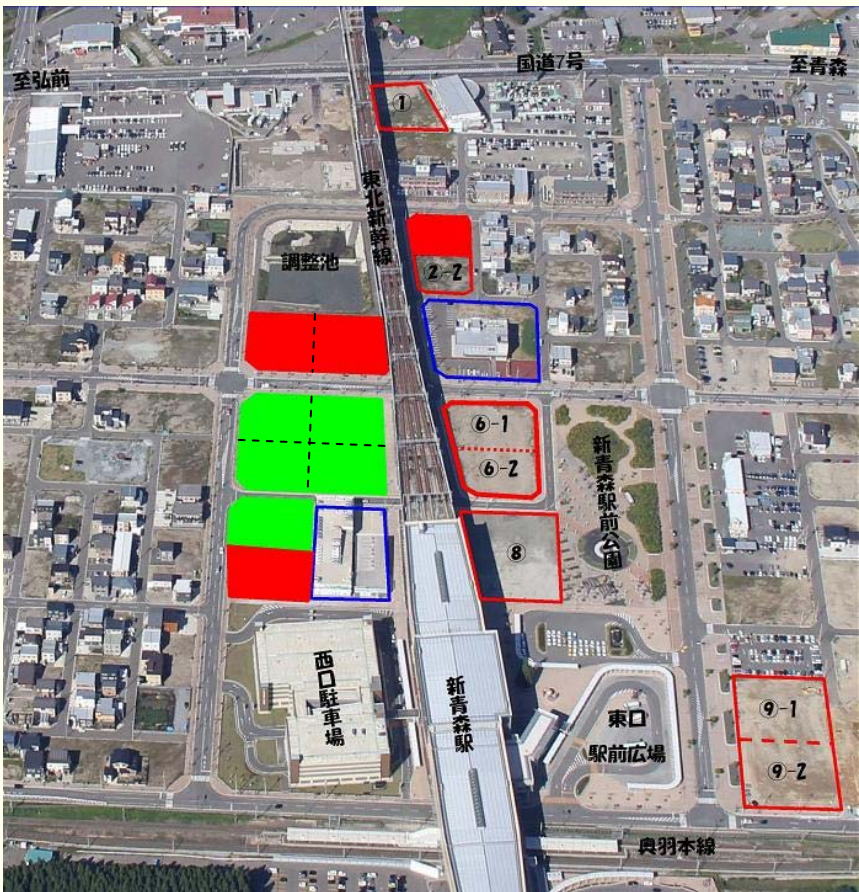
石江土地区画整理事業は、皆様の御協力により、平成26年度で工事が概成し、平成29年度の換地処分を目指しております。

1. 町名変更について

換地処分時に町名地番の整理を行うためには、土地区画整理事業施行区域内の新町名及び新地番を予め決めておく必要があることから、平成27年2月に、地権者の皆様へ新町名に係るアンケート調査を行い御意見を伺いました。今後、皆様からいただいた御意見を参考に新町名の検討をします。

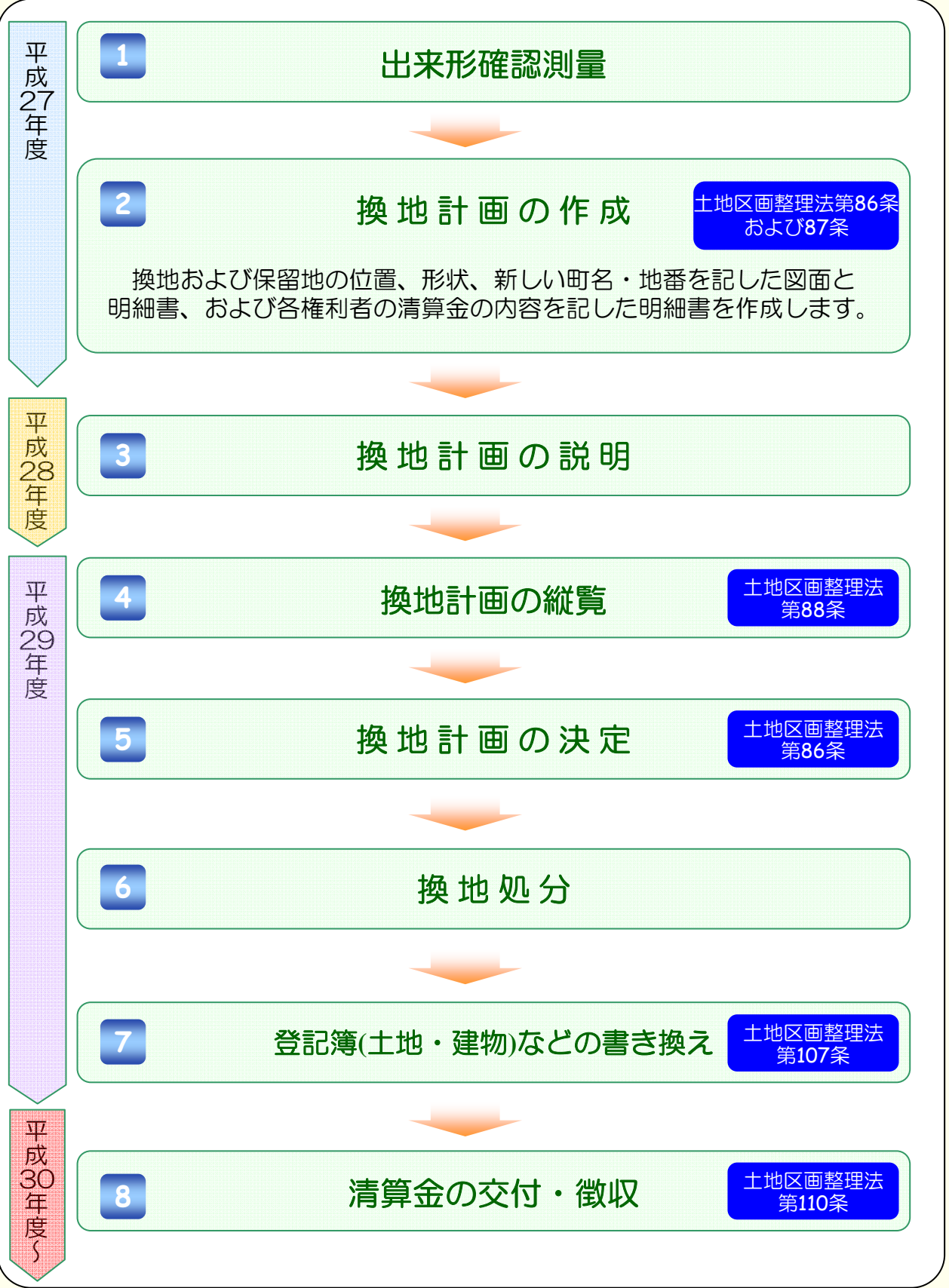
2. 新青森駅周辺の「一般保留地」処分状況について

一般保留地につきましては昨年度5区画を売却し、4区画が事業決定され土地利用も着実に進んでいます。



- 売却済
- 昨年度売却済
- 事業決定済
- 販売中

3. これからの事業の流れについて



4. 一般保留地における各種支援制度について

販売中の一般保留地における各種支援制度を設けております。

A 石江地区一般保留地購入費助成制度 ...購入者に対する支援

- 対象地 未売却の全一般保留地
- 対象者 一般保留地購入者
- 支援内容 一般保留地購入者に対し売買契約額の**32%**
(保留地⑥-1、⑥-2、⑧は**34%**)を助成します。

助成率をアップ

B 石江地区一般保留地商業施設等開設支援事業補助金（利子補給制度） ...商業施設等の開設に対する支援

- 対象地 一般保留地 ⑥-1、⑥-2、⑧のうち1箇所
- 対象事業 商業施設の1階の床面積の1/2以上が小売業、飲食業で構成される施設
- 支援内容 事業実施のため金融機関から融資を受けた場合、5年間当該融資額に係る**利子のうち年4%以内**の額を補助します。

C 石江地区一般保留地処分あっせん制度 ...あっせん事業者に対する支援

- 対象地 未売却の全一般保留地
- 対象者 不動産業者
- 支援内容 一般保留地の売買において仲介を行った不動産業者に売買契約額の**2%~3%のあっせん料**を支払います。

New

D 石江地区一般保留地販売促進助成金 ...購入者に対する支援

- 対象地 石江地区一般保留地購入費助成金を受けた⑥-1、⑥-2、⑧
- 対象者 固定資産税の納税者
- 支援内容 固定資産税（土地分）課税開始後、**その相当額を最初の3年間助成**します。

制度新設

※制度「A+D」と「B」は選択制となっておりますので、どちらかを選択することになります。

5. 各種手続きについて

■ 地区内に建物や工作物を建築を予定されてる方へ

石江土地区画整理事業地内に建物や塀について、新築・増築を行う場合は、事前に建築許可の申請（土地区画整理法第76条）が必要です。

次のような場合が対象となります。

- ◎ 住宅、物置、車庫等の新築・増築
- ◎ 門・塀・さく等の工作物の新設・増設

■ 土地の売買、また住所変更される方へ

石江土地区画整理事業地内の土地について、各種権利の異動及び、住所・連絡先の変更があった場合は、届出をお願いします。

次のような場合が対象となります。

- ◎ 仮換地の所有権を移転された方
- ◎ 保留地の所有権・抵当権等の変更を予定されている方
- ◎ 住所・氏名が変わった方

※ なお、一般保留地の権利譲渡等に関しましては、予め当事務所にご相談ください。

当事務所に各種届出様式がありますので、詳細につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

石江区画整理事業に関する お問い合わせ先

〒030-0811
青森市青柳一丁目16-12

青森市役所 都市整備部
石江区画整理事務所

TEL 017-763-5733
FAX 017-763-5734

平日 午前8時30分～午後5時

- 計画・保留地等に関すること
... 総務・計画チーム
- 仮換地等に関すること
... 換地・移転チーム

